

# 八幡浜市における再生可能エネルギー発電事業と地域との共生 に関する条例施行規則

〔令和2年3月23日〕  
規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、八幡浜市における再生可能エネルギー発電事業と地域との共生に関する条例(令和2年条例第10号。以下「条例」という。)の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前協議等)

第2条 条例第10条第1項の規定による協議は、発電事業に着手しようとする日の90日前までに次に掲げる書類を提出して行うものとする。

- (1) 再生可能エネルギー発電事業計画書(様式第1号。第3項において「事業計画書」という。)
- (2) 位置図
- (3) 土地利用計画図(縮尺が1,000分の1以上のものとする。)
- (4) 工作物設計図
- (5) 地籍図(地番、地目、所有者等を記入したものとする。)
- (6) 発電事業に着手する前の現況写真
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 条例第10条第2項の規則で定める日は、発電事業に着手しようとする日の60日前とする。

3 条例第10条第2項に規定する届出は、再生可能エネルギー発電事業新設届出書兼審査依頼書(様式第2号)に掲げる次の書類を添付して行うものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 法人の登記簿謄本(事業者が法人である場合に限る。)
- (3) 位置図
- (4) 土地利用計画図(縮尺が1,000分の1以上のものとする。)
- (5) 土地造成計画平面図(縮尺が1,000分の1以上のものとする。)
- (6) 土地造成計画縦断図(縮尺が縦100分の1以上、横1,000分の1以上のものとする。)

- (7) 土地造成計画横断図（縮尺が縦200分の1以上100分の1以下のものとする。）
- (8) 流量計算書
- (9) 排出施設構造図
- (10) 工作物設計図（平面図、立面図又は断面図）
- (11) 地籍図及び登記事項証明書の写し
- (12) 再生可能エネルギー発電事業説明会等報告書（様式第3号。次条において「説明会等報告書」という。）
- (13) 同意書（様式第4号）
- (14) 承諾書（様式第5号）
- (15) 文化財の所在の有無及びその取扱いについての照会書（様式第6号）及びその回答書（様式第7号）のそれぞれ写し
- (16) 公共施設等との土地境界確認書の写し
- (17) 発電事業に着手する前の現況写真
- (18) その他市長が必要と認める書類

4 前項に規定する届出書兼審査依頼書及び添付書類は、正本及び副本を提出するものとする。

5 前2項の規定は、届け出た事項を変更しようとする場合について準用する。この場合において、既に届け出た書類の内容に変更がないものについては、添付を省略することができる。

6 前項の規定にかかわらず、事業者に変更があるときは、事業者の名称が記載された書類は全て変更があったものとみなす。この場合においては、前項本文の規定は、適用しないことができる。

（説明会に関する報告）

第3条 条例第11条第2項に規定する報告は、説明会等報告書により行うものとする。

（同意の通知等）

第4条 条例第13条第1項の規定による通知は、再生可能エネルギー発電事業審査結果通知書（様式第8号）により行うものとする。

2 市長は、条例第13条第2項の規定により通知に意見を付した場合であつて、かつ、必要があると認めるときは、事業者に対し、再生可能エネルギー発電事

業審査結果回答書（様式第9号）により意見に対する回答を提出させることができる。

（着手等の届出）

第5条 条例第14条の規定による届出は、再生可能エネルギー発電事業工事届出書（様式第10号）により行うものとする。

（準用）

第6条 第2条から前条までの規定は、条例第16条において準用する条例第10条から第15条までに規定する手続について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条第1項	条例第10条第1項	条例第16条において準用する条例第10条第1項
第2条第2項	条例第10条第2項	条例第16条において準用する条例第10条第2項
	発電事業に着手しようとする日の60日前	事業内容を変更しようとする日の30日前
第2条第3項	条例第10条第2項	条例第16条において準用する条例第10条第2項
	再生可能エネルギー発電事業新設届出書兼審査依頼書	再生可能エネルギー発電事業変更届出書兼審査依頼書
第3条	条例第11条第2項	条例第16条において準用する条例第11条第2項
第4条第1項	条例第13条第1項	条例第16条において準用する条例第13条第1項
第4条第2項	条例第13条第2項	条例第16条において準用する条例第13条第2項
第5条	条例第14条	条例第16条において準用する条例第14条

（廃止の届出等）

第7条 条例第17条第1項に規定する届出は、再生可能エネルギー発電事業廃

止届出書（様式第11号）により行うものとする。

（身分証明書）

第8条 条例第18条に規定する職員は、身分証明書（様式第12号）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（指導、助言及び勧告並びに報告）

第9条 条例第19条第1項の指導、助言又は勧告は、再生可能エネルギー発電事業指導等通知書（様式第13号）により行うものとする。

2 条例第19条第2項に規定する報告は、再生可能エネルギー発電事業指導等処理状況報告書（様式第14号）により行うものとする。

（その他）

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この規則の施行に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても、この規則の規定の例により行うことができる。



再生可能エネルギー発電事業（新設・変更）届出書兼審査依頼書

年 月 日

八幡浜市長 様

住所  
事業者 氏名 ㊟  
電話番号

（法人の場合、事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

八幡浜市における再生可能エネルギー発電施設と地域との共生に関する条例第10条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

本事業に関する問題等については、事業者において責任をもって解決します。

記

1 適用区分	<input type="checkbox"/> 条例第9条第1号の発電事業（土地面積500㎡以上） <input type="checkbox"/> 条例第9条第2号の発電事業（発電設備の高さ13m以上）
2 事業名	
3 発電設備の種別	<input type="checkbox"/> 太陽光 <input type="checkbox"/> 風力 <input type="checkbox"/> その他（ ）
4 想定発電出力	kW
5 想定年間発電量	kWh
6 事業場所	八幡浜市
7 事業区域の面積	㎡
8 添付書類	<input type="checkbox"/> 再生可能エネルギー発電事業計画書（様式第1号） <input type="checkbox"/> 法人の登記簿謄本（事業者が法人の場合） <input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 土地利用計画図（縮尺1/1,000以上） <input type="checkbox"/> 土地造成計画平面図（縮尺1/1,000以上） <input type="checkbox"/> 土地造成計画縦断図（縮尺 縦1/100以上、横1/1,000以上） <input type="checkbox"/> 土地造成計画横断図（縮尺1/200～1/100） <input type="checkbox"/> 流量計算書 <input type="checkbox"/> 排水施設構造図 <input type="checkbox"/> 工作物設計図 <input type="checkbox"/> 地籍図（地番、地目、所有者等を記入すること。）及び登記事項証明書の写し <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギー発電事業説明会等報告書（様式第3号） <input type="checkbox"/> 同意書（様式第4号） <input type="checkbox"/> 承諾書（様式第5号） <input type="checkbox"/> 「文化財の所在の有無及びその取扱いについて」の写し（様式第6号及び様式第7号） <input type="checkbox"/> 公共施設等との土地境界確認書の写し <input type="checkbox"/> 発電事業に着手する前の現況写真 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の法令等に係る許可等の写し</li> <li>・事業の実施に係る契約書の写し（事業契約書、土地等貸借契約書等）</li> <li>・施設の撤去に係る誓約書（2者以上の連名とし、全員の印鑑証明書及び確実に実施するための証明書を添付すること。）</li> </ul>

- 備考 1 □には、該当するものにレ印を付けてください。  
2 発電設備を設置することにより影響を受ける団体、個人がいる場合、承諾書を添付してください。対象者がいない場合は不要です。  
3 事業内容の変更の場合にあつては変更前の届出書兼審査依頼書及び事業計画書並びに当該変更に係る関係書類を、事業者の変更の場合にあつては事業者が変更したことを証する書類を添付してください。

様式第3号（第2条、第3条関係）

再生可能エネルギー発電事業説明会等報告書

1 事業名	
2 実施日	年 月 日（回目）
3 場所	
4 説明者名	
5 参加者名 （氏名記載）	
6 説明会等の状況 （内容）	
7 地元地区等の意見、要望及びそれらに対する回答	

上記報告については、説明会等の内容と相違ありません。

八幡浜市長 様

年 月 日

住所

事業者 氏名 ⑩

電話番号

年 月 日

地元地区名

住所

区長 氏名 ⑩

電話番号

年 月 日

住所

関係者 氏名 ⑩

電話番号

様式第4号（第2条関係）

同意書

事業者

について、貴社の説明を受け、次の事項を遵守することを条件として同意します。

記

- 1 本事業に起因して第三者に損害を与え、又は障害が生じたときは、事業者の責任において解決すること。
- 2 本施設は、事業者が責任を持って維持管理し、破損又は障害が生じたときは、事業者の責任と負担において速やかに処置すること。また、発電事業を中止し、又は廃止するときは、事業終了後直ちに発電設備を撤去すること。
- 3 第三者からの苦情、不服等により紛争が生じたときは、事業者の責任において解決すること。
- 4 本施設の雨水対策として、毎年 月、月、月の計 回、調整池及び排水路を点検し、清掃及び維持管理のために必要な処理を行うこと。調整池又は排水路に破損又は障害が生じたときは、事業者の責任と負担において速やかに処置すること。

年 月 日

地元地区名

住所

区長 氏名

Ⓜ

電話番号

本書のとおり遵守し、  
おいて解決します。

施設に関し問題が生じたときは、私の責任に

住所

事業者 氏名

Ⓜ

電話番号

※ 同意条件は地元地区と事業者で協議して決定するものとする。



様式第5号（第2条関係）

承 諾 書

について、説明を受け、支障がないため承諾します。

- 1 使用者
- 2 使用区域
- 3 施工場所
- 4 使用目的
- 5 承諾の条件等

年 月 日

住所  
氏名  
電話番号

印

本書のとおり遵守し、  
おいて解決します。

施設に関し問題が生じたときは、私の責任に

事業者 住所  
氏名  
電話番号

印

様式第6号（第2条関係）

年 月 日

八幡浜市教育委員会教育長 様

照会者 氏名 ㊟  
 所属  
 電話番号  
 FAX  
 E-mail

文化財の所在の有無及びその取扱いについて（照会）

標記の件について、次のとおり照会します。

記

1 照会地	八幡浜市			
2 照会地面積	m <sup>2</sup>			
3 照会地現状	宅地	耕作地	山林	道路
	荒蕪地	海中	海岸	その他（ ）
4 照会目的	戸建て住宅建築		集合住宅建築	不動産の鑑定評価
	インフラ整備（ ）		産業施設整備（ ）	
	土砂採取		その他（ ）	
5 回答方法	<input type="checkbox"/> 文書回答（郵送 FAX E-mail） <input type="checkbox"/> 教育長印が必要 <input type="checkbox"/> 口頭回答			
6 開発着手予定時期	年 月 日 ・ 未定			
7 開発終了予定時期	年 月 日 ・ 未定			
8 その他				

※ 本文書に照会地の範囲を示した住宅地図を必ず添付してください。

※ 裏面は記入しないでください。

1 周知の埋蔵文化財包蔵地指定の有・無

有 包蔵地名：

無

2 指定文化財の有・無

有 文化財名：国・県・市 指定・登録

物件名

無

3 留意事項

様式第7号（第2条関係）

第 号  
年 月 日

様

八幡浜市教育委員会教育長 印

文化財の所在の有無及びその取扱いについて（回答）

年 月 日付けで照会の件について、次のとおり回答します。

記

1 照会地	八幡浜市
2 回答及び 取扱い	（回答）  （取扱い）
3 その他	

様式第 8 号（第 4 条関係）

再生可能エネルギー発電事業審査結果通知書

第 号  
年 月 日

様

八幡浜市長



年 月 日付けで届出のあった再生可能エネルギー発電事業について、次のとおり決定したので、八幡浜市における再生可能エネルギー発電事業と地域との共生に関する条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり通知します。

記

1 事業名	
2 事業場所	八幡浜市
3 発電設備の種別	
4 事業の可否	同意 ・ 不同意
5 意見（不同意の場合は、その理由）	

様式第9号（第4条関係）

再生可能エネルギー発電事業審査結果回答書

年 月 日

八幡浜市長 様

住所

事業者 氏名 ⑩

電話番号

（法人の場合、事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け 第 号で通知のあった再生可能エネルギー  
発電事業について、八幡浜市における再生可能エネルギー発電事業と地域との共  
生に関する条例施行規則第4条第2項の規定により次のとおり回答します。

記

1 事業名	
2 事業場所	八幡浜市
3 発電設備の種別	
4 意見に対する回答	

様式第10号（第5条関係）

再生可能エネルギー発電事業工事届出書  
（着手・完了・中止・再開）

年 月 日

八幡浜市長 様

住所

事業者 氏名 ⑩

電話番号

（法人の場合、事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け 第 号で通知のあった再生可能エネルギー  
発電事業について【着手・完了・中止・再開】したので、八幡浜市における再生  
可能エネルギー発電事業と地域との共生に関する条例第14条の規定により次の  
とおり届け出ます。

記

1 事業名	
2 事業場所	八幡浜市
3 発電設備の種別	
4 着手・完了・中止・ 再開の年月日	年 月 日
5 発電設備の撤去 予定日	
6 工事の中止（再開） の理由	

添付書類

- ・着手又は再開の場合 工事工程表
- ・完了又は中止の場合 工事写真（施工前、施工中及び施工後のもの）

様式第11号（第7条関係）

再生可能エネルギー発電事業廃止届出書

年 月 日

八幡浜市長 様

住所

事業者 氏名 ⑩

電話番号

（法人の場合、事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

再生可能エネルギー発電事業を廃止するので、八幡浜市における再生可能エネルギー発電事業と地域との共生に関する条例第17条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

記

1 事業名	
2 事業場所	八幡浜市
3 発電設備の種別	
4 発電出力の合計	kW
5 届出年月日及び番号	年 月 日 第 号
6 事業廃止の年月日	年 月 日
7 事業廃止の理由	
8 発電施設の撤去及び処分に係る計画の概要	

※ 廃止前の現況写真及び廃止後の措置を示した平面図等の資料を添付してください。



様式第12号（第8条関係）

（表面）

第	号	
所属 職・氏名		
身分証明書		
この証明書を携帯する者は、八幡浜市における再生可能エネルギー発電事業と地域との共生に関する条例（令和2年条例第10号）第18条に規定する立入調査を行う職員である。		
年	月	日交付
八幡浜市長		⑩

（裏面）

八幡浜市における再生可能エネルギー発電事業と地域との共生に関する条例 （令和2年条例第10号）（抄）
（立入調査等）
第18条 市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、職員に事業者の事務所、事業所若しくは事業区域に立ち入り、若しくは調査をさせ、又は関係者に質問をさせることができる。

様式第13号（第9条関係）

再生可能エネルギー発電事業指導等通知書

第 号  
年 月 日

様

八幡浜市長



八幡浜市における再生可能エネルギー発電事業と地域との共生に関する条例第19条第1項の規定により、次のとおり【指導・助言・勧告】します。

なお、今後も同条例を遵守しない場合は、同条例に基づきその事実を公表するとともに、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づき経済産業省に対して、その事実を報告することがあります。

記

1 事業名	
2 事業場所	八幡浜市
3 発電設備の種別	
4 【指導・助言・勧告】の理由	
5 【指導・助言・勧告】の内容	

様式第14号（第9条関係）

再生可能エネルギー発電事業指導等処理状況報告書

年 月 日

八幡浜市長 様

住所

事業者 氏名 ⑩

電話番号

（法人の場合、事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け 第 号で【指導・助言・勧告】のあった再生可能エネルギー発電事業について、八幡浜市における再生可能エネルギー発電事業と地域との共生に関する条例第19条第2項の規定により次のとおり処理の状況を報告します。

記

1 事業名	
2 事業場所	八幡浜市
3 発電設備の種別	
4 【指導・助言・勧告】に対する処理の状況	